

根拠法令

建築基準法

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。
- 一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの
 - 二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの
 - 3 國土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

(報告、検査等)

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 (省略)

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の三第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

出雲市建築基準法の施行に関する規則

(特殊建築物の定期報告)

第8条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物及び省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表に掲げるものとする。

用 途	用途に供する部分の床面積の合計等	報 告 時 期
1 学校（幼稚園を除く。）	2,000平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
2 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）	300平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
3 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	300平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
4 幼稚園、保育所	300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
5 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	200平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
6 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	1,000平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
7 キャバレー、カーフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）	300平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
8 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル、旅館（第2項及び第3項において「病院等」という。）	300平方メートルを超えるもの又はその用途が3階以上の階にあるもの	平成30年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと

2 前項に掲げるもののほか、法第12条第1項の市長が指定する建築物は、政令第14条の2第1号に掲げる建築物のうち次の表に掲げるものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は次の表に掲げるものとする。

用 途	用途に供する部分の階数等	報 告 時 期
1 学校（幼稚園を除く。）	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
2 病院等	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの	平成30年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
3 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
4 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
5 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）、共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
6 幼稚園、保育所	その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
7 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店、公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）	その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
8 展示場、公衆浴場（個室付浴場業に係るもの除外。）	その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
9 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に付随するものを除く。）	その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階にあるもの	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと

3 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表に掲げるものとする。

用 途	報 告 時 期
1 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院等を除く。）	平成28年6月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
2 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
3 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物（学校の用途に供する建築物を除く。）	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
4 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物	平成29年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと
5 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院等に限る。）	平成30年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は3年ごと

4 第1項、第2項及び第3項に掲げる建築物で、2以上の用途に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物の各用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして適用する。

5 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項に規定する報告書に、省令第1条の3第1項の表1の（い）の項に掲げる図書（付近見取図を除く。）を添付して行わなければならない。

6 前項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に政令第16条第1項の建築物、第1項及び第2項の建築物について調査し、作成したものでなければならない。

7 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の市長が定める保存期間は、5年とする。

(建築設備等の定期検査)

- 第9条 法第12条第3項の市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンバーを除く。）とする。
- 2 省令第6条第1項の市長が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。
- 3 省令第6条の3第2項第8号及び第9号の報告書についての同条第5項第2号の市長が定める保存期間は、3年とする。